

第一種特定原産地証明書
発給申請マニュアル
- 発給システム操作編 -

データ交換に基づく
発給申請の方法

2025年10月

日本商工会議所

経済産業省貿易経済安全保障局貿易管理課原産地証明書室監修

もくじ

1. データ交換の概要	3
2. 第一種特定原産地証明書の発給申請書を入力する	4
(1) 第一種特定原産地証明書発給システムにログインする	4
(2) [発給申請書入力] 画面を開く	4
(3) 発給申請書を提出する	6
3. 再発給申請をする	17
(1) 第一種特定原産地証明書発給システムにログインする	17
(2) [発給申請書入力] 画面を開く	17
(3) 再発給申請書を提出する	20
4. 発給手数料の支払い	22
(1) 発給手数料について	22
(2) 発給手数料の確認方法	22
(3) 発給手数料の納付方法	24
5. 第一種特定原産地証明書の交付方法	25
6. 相手国税関での通関およびトラブル発生時の対応	30
(1) 受領信号に係るシステムトラブルについての確認方法	30
(2) PDFファイルによる輸入通関後の報告	30
7. データ交換に関するQ&A	31
第一種特定原産地証明書の取得手順やEPA活用に関するお問い合わせ先	34

【備考】

各項目において、日インドネシア協定、日タイ協定の区別がない場合は、両協定共通の説明です。

1 データ交換の概要

データ交換とは、輸出国の発給当局が輸入国税関と直接特定原産地証明書を電子的に交換する仕組みです。日本からの輸出については、第一種特定原産地証明書発給システム（以下、「発給システム」）上で、特定原産地証明書の内容がデータ化されて直接発給システムから相手国税関に送付されます。

日本、相手国双方での特定原産地証明書の受け渡しは電子データ化されることで、これまで必要とされていた、窓口での特定原産地証明書の紙原本の受取や輸入者への紙原本の郵送が不要となります。ただし、発給された特定原産地証明書の番号等について、申請者から輸入者に通知する必要があります。

データ交換が導入されると、発給システム上での発給申請書入力の画面が一部変更になります。

一点目は、「積込地、経由地、仕向地」（下記コード一覧表のシート「英文港名」）、「第三国インボイスの発行者の国名」（下記コード一覧表のシート「国名コード」）、「製品の梱包形態」、「製品の梱包単位」、「製品の重量・数量単位」が、自由記入ではなくコード選択式になります。各項目のコードは、以下のとおりです。

（日インドネシア協定用：コード一覧表）

<https://www.jcci.or.jp/gensanchi/epa/ijepa-ecoappendixcode.xlsx>

（日タイ協定用：コード一覧表）

<https://www.jcci.or.jp/gensanchi/jtepa-ecoappendix-code.xlsx>

二点目は、任意入力項目として、輸入者ID欄が追加されます。

また、日タイ協定については、「Marks and numbers(荷印・荷物番号)」および「Number and kind of package(包装数量・単位・形態)」は、原産地証明書ごとに1つではなく、証明書に記載する製品ごとにデータ送信および証明書印字を行う形式になります。

発給システムの入力項目の変更・追加に伴い、TSV データの項目も変更になります。データ交換に対応したTSV データについては、「TSV形式での新規入力について」（6ページ）をご覧ください。

輸入通関の手続きでは、輸入者が電子原産地証明書（以下、「e-CO」）の18桁の番号を輸出先の税関に提示し、税関が当該e-CO番号の受信を確認できれば、e-COの利用が可能です。具体的な申告手続きは、輸出先の税関にご確認ください。

2 第一種特定原産地証明書の発給申請書を入力する

第一種特定原産地証明書発給システムから、発給申請書を入力し、申請手続きをします。

(1) 第一種特定原産地証明書発給システムにログインする

- ①第一種特定原産地証明書発給システムのURLにアクセスする
- ②画面上部の [ログイン画面] ボタンをクリックする
- ③ログイン画面で、[ユーザーID] と [パスワード] を入力し、[ログイン] ボタンをクリックする
[メインメニュー] 画面が表示されます。

第一種特定原産地証明書発給システム

ユーザーID	<input type="text"/>
パスワード	<input type="password"/>

※この画面のURLを「お気に入り」に登録(または「ショートカット」を作成)することをお勧めください。
なお、登録する場合にはこちらをご利用ください。
※ユーザーID・パスワードを紛失した場合にはこちらより再発行手続きをお取りください。

(2) [発給申請書入力] 画面を開く

- ① [発給申請] メニューの [発給申請書入力] をクリックする
[発給申請状況照会 一覧] 画面が表示されます。

第一種特定原産地証明書発給システム

ご利用者	判定依頼中	0件	発給申請中	0件
	判定手続中	0件	発給手続中	0件
	誓約書申請	0件	交付準備完了	0件

※ 07月11日 13時06分現在の

様の状況です。

企業	判定依頼中	0件	発給申請中	3件
	判定手続中	0件	発給手続中	0件
	誓約書申請	0件	交付準備完了	0件

※ 有効期限が30日以内の同意通知を受けているものは [0件] です。

■■■■■■■■ ■■■■■■■■ [メインメニュー](#) ■■■■■■■■

【研修環境】原産品判定

[原産品判定依頼書入力](#)

[原産品同意通知書入力](#)

[原産品利用状況](#)

【研修環境】発給申請

[原産品同意通知書照会](#)

[引換書・受領書印刷](#)

- ② [発給申請状況照会 一覧] 画面の [新規入力] ボタン (B) をクリックする
[発給申請書入力] 画面が表示されます。

- また、手数料の納付方法が「後日払い」の場合、[手続中（承認）] のステータスはなく、発給事務所による承認後、直ちに[交付済] になります。
- 初回入力時のサイナーと異なるサイナーが入力内容の修正作業などを行った場合、新たに作業をしたサイナーに名前が変更されますのでご注意ください。

メモ

- [状態] のステータス欄が [発給申請]、[手続中]、[手続中（承認）]、[交付済] の情報を複写して新規入力をする場合は、検索メニュー（A）を入力して、[検索表示] ボタンをクリックします。（C）に検索結果が表示されるので、複写したい発給申請情報の [複] ボタンをクリックします。
- データ交換開始前（日タイ協定の場合2025年10月31日まで）に作成した発給申請書の複写による発給申請書の作成は不可ですので、新規で、データ交換方式に対応した発給申請書を作成してください。
- 保存した情報を修正・削除するには、検索メニュー（A）を入力して、[検索表示] ボタンをクリックします。（C）に検索結果が表示されるので、状態が「保存」「保留」の場合、修正・削除したい発給申請情報の [修]、または [削] ボタンをクリックします。
- [発給申請] になっている案件は、「発給申請状況照会 一覧」画面で当該発給申請の「受付番号」をクリックし、発給申請書参照画面の一番下にある「申請取消」ボタンをクリックすることで [保存] に戻すことができます。その後、「保存」状態になっている「受付番号」をクリックし、発給申請書参照の一番下にある「修正」ボタンを押すことで修正が可能です。
- 状態が「手続中」の場合、発給事務所が審査を行っている最中であり、申請者は発給システム上での修正ができません。修正を希望する場合は、発給事務所にご連絡ください。
- 状態が「手続中（承認）」または「交付済」の場合、修正・削除できませんので、記載事項の変更がある場合は「再発給申請」（17ページ参照）を行ってください。

■ TSV 形式での新規入力について

入力作業を効率化するため、TSVファイルを利用した申請方法があります。（D）[TSV形式で新規入力] をクリックして、[発給申請TSV取込] を参照してください。TSVを作成するための発給申請情報登録（HED情報および産品情報）を掲載しています。

（3）発給申請書を提出する

- ① [発給申請書入力] 画面で、必要な情報を入力、コード選択する

注意

- [協定] [発給事務所] および入力項目名の左側に◎のある項目は必ず入力してください。
- [協定] 欄で協定名を誤ったまま入力をして、入力後に [協定] 欄の内容を変更すると、協定により異なる一部の入力情報が削除されます。協定名の選択は最初によく確認してから行ってください。

- [協定] 欄を選択後、カーソルを次の入力項目に移動せずにマウスホイールで画面下部へスクロールすると、選択した協定が動いてしまうことがあるのでご注意ください。
- 各協定で使用するHSコード、原産地基準などが違うため、同じ輸出品を複数の協定に基づき発給申請したい場合は、協定ごとに発給申請をしてください。
- 注記に従い、全角・半角文字に注意して入力してください。
- 「和文」とある項目は日本語で、「英文」とある項目は英語（アルファベット）で入力してください。

■ [協定] ～ [発給事務所] 欄

発給申請書入力
メニューに戻る

発給申請書

日本商工会議所 御中 [注意事項](#)

- 当社/私は、標記発給申請書に関し、経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律に則り、当該発給申請書に係る申告内容は全て真正であることを誓約します。
- 当社/私は、当該発給申請書について、記載内容を立証する関係資料を原産地証明書の発給の日以後5年間（日・ブルネイ協定、日・アセアン協定、日・イス協定、日・ベトナム協定およびRCEP協定は3年間）保存し、両国政府及び政府の指定する関係機関からの要請に応じて提出することを誓約します。
- 当社/私は、当該発給申請書について次に掲げる事実を知ったときは、遅滞なくその旨を書面により関係機関に通知することを誓約します。
 - ① 当該第一種特定原産地証明書の発給を受けた物品が特定原産品でなかったこと
 - ② 当該第一種特定原産地証明書の記載に誤りが生じたこと
 - ③ 当該第一種特定原産地証明書に記載された事項に変更があったこと
- 当社/私は、[システムサービス利用規約](#)の内容を確認し、その定めに従って本サービスを利用することを誓約します。

以上の事項のとおり誓約し、発給申請書を記入します。

※発給申請する協定名、証明書の発給事務所を選択してください。

協定	<input type="text"/>
発給事務所	<input type="text"/>

■ [発給申請者] の項目

■発給申請者
第一種特定原産地証明書の発給申請は、原産品判定依頼により原産品として判定された製品の輸出者が行うことができます。発給申請者が当該製品の判定依頼者ではない場合は、予め当該製品の判定依頼者から同意通知を受けてください。

※発給申請者の情報を記入してください。
英文社名および英文所在地は、証明書に印字されます。

◎	和文氏名	テスト61
◎	英文氏名	test61
◎	企業登録番号	A00284415
◎	和文社名(屋号)	テスト企業
◎	英文社名	test
	和文役職：全角	<input type="text" value="部長"/>
	英文役職：半角	<input type="text" value="bucho"/>
	電話番号：半角	<input type="text" value="0000000000"/>
	FAX番号：半角	<input type="text"/>
	E-mail：半角	<input type="text" value="eeeeeeeeeeeeee@jcci.or.jp"/>
◎	郵便番号	〒 000 - 0000
◎	和文所在地	日本のどこか
◎	英文所在地	dokoka 000-0000,JAPAN



- [発給申請者] の項目は、ログインしたサイナーの情報に紐づき自動で入力されています。内容を確認してください。
- 発給申請を行うことができるのは、輸出者のみです。
- 英文所在地における末尾の「,JAPAN」は、データ交換では、自動的に「Japan」の国名コードが付与されて相手国税関に送信されるため、発給申請書上表示されません。なお、特定原産地証明書のPDFファイルの「1.Exporter's name, address and country:」については、末尾に「,JAPAN」が印字されます。

■ [輸入者又は荷受人のフルネーム、所在地等]

■ 輸入者又は荷受人のフルネーム、所在地等

※輸入者(輸入申告者)又は荷受人の名称、所在地等を記入してください。

輸入者IDは輸入者から要望がある場合のみ入力してください。

英文社名および所在地は、証明書に印字されます。

英文社名は半角英数字、半角記号70字以内、英文所在地は半角英数字、半角記号260字以内で入力してください。

輸 入 者	◎	輸入者ID	入力	<input type="text"/>
	◎	英文社名：半角	<input type="text"/>	
	◎	英文所在地：半角 ※国名は記載しないで 下さい。 ※カンマ(,)の後は スペースを入 れてください。	国名： THAILAND	<input type="text"/>
		電話番号：半角	<input type="text"/>	
		FAX番号：半角	<input type="text"/>	

⚠ 注意

- データ交換における[輸入者]の[英文所在地]欄では、国名は記載しないでください。
- 輸入者IDは、輸入者から輸出者に対してe-COに入力してほしいと要望があった場合に入力する、任意入力項目です。入力する場合は、「入力」ボタンをクリックした後、入力してください。

✎ メモ

- 英文所在地の「国名」は、日インドネシア協定の場合は「INDONESIA」、日タイ協定の場合は「THAILAND」と表示されます。
- [輸入者]欄には、対象産品を輸入するEPA締約相手国の英文輸入者(輸入申告者)名、および住所を入力してください。

■ [輸送手段]の項目

■ 輸送手段

※船積日(船荷証券または航空貨物運送状の日付)を記入してください。

船積(予定)日は必ず記入してください。

積込地、経由地および仕向地は選択してください。

便名(船名またはフライトナンバー)については分かる範囲で記入してください。

原産地証明書が遡及して発給される場合には、船積日、積込地、便名は必ず記入あるいは選択してください。

遡及して発給される場合は、欄頭に「ISSUED RETROACTIVELY」と印字されます。

「e-COデータとして送信しない項目(証明書に記載しない項目)」は、右側のチェックボックスをはずしてください

(ただし、遡及して発給される場合の船積日は、チェックの有無にかかわらず証明書に記載されます)。

積込地、経由地、仕向地は選択、便名は半角英数字、半角記号50字以内で記入してください。

積込地、経由地、仕向地のいずれかを選択した場合、便名の記入が必須になります。

また、積込地、経由地、仕向地のいずれかについて「e-COデータとして送信する(証明書に記載する)」をチェックしている場合、

便名もe-COデータとして送信(証明書に印字)されます。

協定に基づき、インドネシアに輸出される産品が関税上の特惠待遇を得るためには、協定第33条の積送基準に適合していなければなりません。

e-COデータとして送信する(証明書に記載する)

Means of Transport and route	◎	船積日(予定日)	<input type="text"/> (yyyyymmdd形式で入力してください)	<input checked="" type="checkbox"/>
		積込地：英文	積込地 値を選択してください ▼	<input checked="" type="checkbox"/>
		経由地：英文 (インドネシア・日本以外)	国選択 値を選択してください ▼ 経由地 値を選択してください ▼	<input checked="" type="checkbox"/>
		仕向地：英文	仕向地 値を選択してください ▼	<input checked="" type="checkbox"/>
		便名：英文	<input type="text"/>	<input checked="" type="checkbox"/>



Means of Transport and route	◎	船積日(予定日)	<input type="text" value=""/>	(yyyyymmdd形式で入力してください)	<input checked="" type="checkbox"/>
		積込地: 英文	積込地	値を選択してください ▲ <input type="text" value="k"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
		経由地: 英文 (インドネシア・日本以外)	国選択	JPKAR : Karatsu	<input checked="" type="checkbox"/>
			経由地	JPKCZ : Kochi JPKII : Kiire	
		仕向地: 英文	仕向地	JPKIS : Kamaishi JPKIX : Kansai Int Apt	<input checked="" type="checkbox"/>
		便名: 英文		JPKKJ : Kitakyushu JPKMJ : Kumamoto JPKMP : KUMAMOTO - KUMAMOTO	<input checked="" type="checkbox"/>

⚠ 注意

- 遡及発給を確認するため、[Means of Transport and route] (輸送手段) 欄の [船積日 (予定日)] 欄は必ず入力してください。「遡及発給」でない場合で、船積日が直前に変更となる可能性がある場合は、右側のチェックボックスのチェックを外すことで、e-COデータとして送信しない (証明書に印字しない) ことが可能です。
- 「遡及発給」となった場合、右側のチェックボックスを外していても、船積日がe-COデータとして強制的に送信 (証明書に強制的に印字) されます。発給申請の時点では船積日前でも、承認された段階で「遡及発給」となる可能性がありますので、ご注意ください。
- [積込地]、[経由地]、[仕向地]、および [便名] 欄は、わかる範囲で入力してください。e-COデータとして送信しない (証明書に印字しない) 項目は、右側のチェックボックスのチェックを外してください。遡及発給の場合、積込地など必須記載項目がありますので、船積後の確定情報を確認のうえ、各項目のチェックを残して発給申請を行ってください。
- [積込地]、[経由地]、[仕向地] のいずれかのチェックボックスに☑を選択した場合、[便名] の記入が必須になります。
- [経由地] が複数ある場合はどの地名を入力しても構いません。

✎ メモ

- 「積込地」、「仕向地」のコードを選択する場合、「値を選択してください」の欄をクリックすると、地名の入力欄が表示されるので、地名のアルファベットを入力してください。アルファベットを入力すると、地名の候補が表示されますので、該当する地名を選択します。入力するアルファベットの文字数が多いほど候補が絞られます。
- 「経由地」のコードを選択する場合、「国選択」欄の「値を選択してください」の欄をクリックすると、国名の入力欄が表示されるので、国名のアルファベットを入力してください。アルファベットを入力すると、国名の候補が表示されますので、該当する国名を選択します。入力するアルファベットの文字数が多いほど、候補が絞られます。次に、「経由地」欄の「値を選択してください」の欄をクリックすると、経由地の入力欄が表示されるので、経由地のアルファベットを入力してください。アルファベットを入力すると、経由地の候補が表示されますので、該当する経由地を選択します。入力するアルファベットの文字数が多いほど候補が絞られます。

- 遡及発給の場合、特定原産地証明書のPDFファイルの [Means of Transport and route] (輸送手段) 欄に船積日 (予定日) が自動で印字されます。また、インドネシア協定については、Remarks欄に「ISSUED RETROACTIVELY」が自動印刷されます。
- [積込地]、[経由地]、[仕向地] について、e-COデータとして送信されるのはコード値のみで、港名は送信されません。特定原産地証明書のPDFファイルには、コード値と港名の両方が記載されます。

■ [第三国インボイスの使用および第三国インボイスの発行者]

■第三国インボイスの使用および第三国インボイスの発行者 (※該当する場合のみ)

※インボイスが原産地証明書の発給を受けた輸出者以外の第三国に所在する者により発行される場合には、第三国においてインボイスを発行した者の登記上または戸籍上のフルネームおよび所在地を記入してください。
 英文名称は半角英数字、半角記号70字以内、英文所在地は国名を選択するとともに、国名以外については、半角英数字、半角記号190字以内で入力してください。

第三国インボイスの発行者	英文名称：半角	<input type="text"/>
	英文所在地：半角 ※国名はここから選択してください (インドネシア・日本以外)	国選択 <input type="text" value="値を選択してください"/>

⚠ 注意

- 第三国で発行されたインボイスを輸入国税関に提出する場合、インボイス発行者の英文名称、英文所在地を入力してください。英文所在地については、最初に国名を選択します。「国選択」欄の「値を選択してください」の欄をクリックすると、国名が入力欄が表示されるので、国名のアルファベットを入力してください。アルファベットを入力すると、国名の候補が表示されますので、該当する国名を選択します。入力するアルファベットの文字数が多いほど候補が絞られます。

✎ メモ

<第三国インボイス利用時の第三国の輸出者の記載ルール>

輸入申告時に第三国インボイスを利用する場合で、

- 第三国で発行されたインボイス番号・日付が発給申請時に判明している場合
 - ⇒ [産品情報入力] 画面で、第三国の輸出者発行のインボイス番号、および日付を入力する。
 - ⇒ [第三国インボイスの使用および第三国インボイスの発行者] の項目で、第三国の輸出者の英文名称・所在地を入力する。
- 第三国で発行されたインボイス番号・日付が発給申請時に不明 (未確定) の場合
 - ⇒ [産品情報入力] 画面で、日本の輸出者発行のインボイス番号、および日付を入力する。
 - ⇒ [第三国インボイスの使用および第三国インボイスの発行者] の項目で、第三国の輸出者の英文名称・所在地を入力する。

■ [荷印・荷物番号／包装数量・包装単位・包装形態] の項目

【日インドネシア協定】

■荷印および荷物番号／包装数量、包装単位、包装形態

- ※ケースマーク(荷印・荷物番号)を記入してください。(半角英数字、半角記号300文字以内)
入力がない場合は「N/A」が印字されます。
- ※荷姿(包装数量・単位・形態)を選択・記入してください。(数量は半角数字8文字以内)
全ての項目を選択・記入する必要があります。
- ※包装単位および包装形態が複数ある場合は、最も代表的なコードを選んでください。

製品に係る情報	Marks and numbers (荷印・荷物番号)	<input type="text"/>
	Number and kind of package (包装数量・単位・形態) ◎	包装数量 <input type="text"/> 包装単位 <input type="text" value="値を選択してください"/> 包装形態 <input type="text" value="値を選択してください"/>

包装形態コードおよび単位コードの一覧表は、下記リンク先のエクセルシート
 梱包単位 (AppendixA.9)および梱包形態 (AppendixA.10)をご覧ください。
<https://www.jcci.or.jp/gensanchi/epa/20230413-ijepa-ecoappendixcode.xlsx>
 ※包装単位コードおよび包装形態コードの選択に関して不明点等ございましたら、日本商工会議所国際部や各発給事務所ではなく、
 輸入者を通じてインドネシア税関に照会してください。

【日タイ協定】

■荷印および荷物番号／包装数量、包装単位、包装形態

- ※ケースマーク(荷印・荷物番号)を記入してください。(半角英数字、半角記号800文字以内)
入力がない場合は「N/A」が印字されます。
- ※荷姿(包装数量・単位・形態)を選択・記入してください。(数量は半角数字8文字以内)
全ての項目を選択・記入する必要があります。
- ※包装単位および包装形態が複数ある場合は、最も代表的なコードを選んでください。

製品に係る情報	Marks and numbers (荷印・荷物番号)	<input type="text"/>
	Number and kind of package (包装数量・単位・形態) ◎	包装数量 <input type="text"/> 包装単位 <input type="text" value="値を選択してください"/> 包装形態 <input type="text" value="値を選択してください"/>

包装形態コードおよび単位コードの一覧表は、下記リンク先のエクセルシート
 包装単位コード (AppendixA.9)および包装形態コード (AppendixA.10)をご覧ください。
<https://www.jcci.or.jp/gensanchi/itepa-ecoappendix-code.xlsx>
 ※包装単位コードおよび包装形態コードの選択に関して不明点等ございましたら、日本商工会議所国際部や各発給事務所ではなく、
 輸入者を通じてタイ税関に照会してください。



注意

日インドネシア協定・日タイ協定共通

- [Marks and numbers (荷印・荷物番号)] 欄の入力では改行をしないでください。
- 特定原産品とそうでないものが混載されている場合、[Marks and numbers (荷印・荷物番号)] 欄には特定原産品のケースマーク(荷印)のみを入力してください。
- [Number and kind of package (包装数量・単位・形態)] 欄は、全ての項目を選択・記入する必要があります。



メモ

日インドネシア協定・日タイ協定共通

- [Marks and numbers (荷印・荷物番号)] 欄には、ケースマーク(荷印)を英文で入力してください。入力が無い場合は、第一種特定原産地証明書に「No Marks」と記載されます。
- 「包装単位」欄および「包装形態」欄は、「値を選択してください」の欄をクリックすると入力欄が表示されるのでアルファベットを入力し、表示される候補一覧から該当の包装単位および包装形態を選択します。入力するアルファベットの文字数が多いほど候補が絞られます。



メモ

日インドネシア協定のみ

- 本欄では、原産地証明書における全てのケースマーク情報を入力してください。



メモ

日タイ協定のみ

- 後述の製品情報入力欄にも、製品毎の [Marks and numbers (荷印・荷物番号)] 欄および [Number and kind of package (包装数量・単位・形態)] 欄の入力欄があります。本欄では、原産地証明書における代表的な情報を入力してください。入力内容の判断に迷う場合は、必要に応じて、輸入者を通じてタイ税関に事前確認いただくのが確実です。
- 2024年12月16日に実装した、[Marks and numbers (荷印・荷物番号)] 欄のラジオボタン選択式は廃止し、同日以前と同様、フリー入力欄のみとなります。「as per invoice No.インボイス番号 dated インボイス日付」を表記する場合、フリー入力欄への手入力となります。TSVファイルにおいても、HED情報と製品情報の両方に、「Marks and numbers」、「包装数量」、「包装単位コード」、「包装形態コード」の入力欄があります。製品情報については、製品毎に、HED情報で入力した内容と異なる内容がある場合、その内容を入力してください。空欄の場合、HED情報の入力内容を複製します。

■ [原産品名・数量・インボイス番号など] の項目（「製品情報入力」画面）

[製品情報入力・修正／削除] ボタンをクリックして、[製品情報入力] 画面から製品情報を入力します。詳細は以下のとおりです。

■ 原産品名・数量・インボイス番号など

※ 原産品判定番号が正しいか今一度確認してください。

特に複数の生産者から、同一原産品名の同意通知を受けている場合、TSV取り込みや複製で申請されている場合はご注意ください。

製品情報入力・修正／削除 このボタンを押して入力して下さい

【日インドネシア協定】

製品情報入力

メニューに戻る

製品ごとに、原産品判定番号、重量または数量(半角数字15字以内、単位は選択)、インボイス番号(半角英数字、半角記号25字以内)及び日付を記入(選択)し登録ボタンをクリックしてください。(入力されると一覧に反映) 原産品一覧選択ボタンをクリックして製品を選択するか、原産品判定番号が分かる場合は直接数字を入力してTABキーを押してください。

※ 重量・数量の単位コード一覧表は、下記リンク先のエクセルシート「製品の重量・数量単位コード(Appendix A-8)」をご覧ください。
<https://www.jcel.or.jp/sensanchi/ana/ij/ops-ecsaopendi/cdoe.xlsx>

※ 重量・数量の単位コードの選択に関して不明点等がございましたら、日本商工会議所国際部や各発給事務所ではなく、輸入者を通じてインドネシア税関に照会してください。

原産地証明書に印字される原産品名は、原則としてインボイス及びHSコードに相当する品名と実質的に同一となるよう記入してください。

ブランド名や商品コードのみの記入ではなく、具体的かつ一般的な商品名を記入してください。(半角英数字、半角記号500字以内)

※ 日インドネシア協定においては、原産地証明書の品名記載をめぐる通関トラブルが複数発生しておりますので、[こちら](#)を即確認の上、記入してください。

インボイス日付欄の日付は、発給申請日以前であることが必要です。インボイスは輸入のために発行されたものである必要があります。

① 第三国においてインボイスが発行された場合、第三国インボイスの番号及び日付を記入してください。

② 第三国インボイスの番号が不明の場合は、日本の輸出者の発行によるインボイス番号及び日付を記入してください。

③ 第三国においてインボイスが発行された場合、証明書に第三国インボイス発行者に関する情報(英名称、英文所在地)の記入が必要となります。製品情報入力画面から発給申請者入力画面に戻りいただき、製品情報入力ボタンの上の「第三国インボイスの使用および第三国インボイスの発行者」欄に記入してください。

①	原産品判定番号	原産品名	重量または数量	単位	③
	原産品一覧選択 (直接入力)			● 重量 ○ 数量 値を選択してください	
	HSコード	原産地証明書に印字される原産品名	同意有効期限	インボイス番号	追加
	企業登録番号		④		インボイス日付

④

⑤

登録

削除

戻る

⑥

⑦

製品入力済一覧						
判定番号	HSコード	原産地証明書に印字される原産品名	数量	単位	インボイス番号	インボイス日付

⑧

項目	概要
① 原産品判定番号	[原産品一覧選択] ボタンをクリックすると、発給申請可能な原産品判定番号一覧がポップアップで表示されます。発給申請したい輸出産品の原産品判定番号をクリックすると、選択した産品情報が自動で入力されます。原産品判定番号を直接入力することも可能です。
② 原産品名	①の[原産品判定番号]欄に入力した番号に紐づいた原産品名が自動で入力されます。
③ 重量または数量 単位	[重量または数量]欄に数字を入力するとともに、[単位]欄で該当のコードを選択してください。[単位]欄は、「重量」もしくは「数量」を選択した後、「値を選択してください」の欄をクリックすると表示される単位の入力欄に単位のアルファベットを入力し、表示される候補一覧から該当の単位を選択します。入力するアルファベットの文字数が多いほど候補が絞られます。
④ HSコード 企業登録番号 同意有効期限	①の[原産品判定番号]欄の入力情報に紐づいたHSコード、企業登録番号、同意有効期限が自動で入力されます。
⑤ 原産地証明書に印字される原産品名	①の[原産品判定番号]欄の入力情報に紐づいた②「原産品名」の内容が自動で入力されますが、インボイスとHSコードに相当する品名と実質的に同一となる範囲内で加筆等が可能です。
⑥ インボイス番号 インボイス日付	インボイス番号と日付を入力します。 1産品に対応するインボイスが複数ある場合は、「追加」ボタンをクリックすると、2つ目の入力が可能になります。1産品あたり最大5つのインボイス情報の入力が可能です。
⑦ 登録ボタン	クリックすると、入力情報を登録します。 登録後、⑧の[産品入力済一覧]に、産品情報が表示されます。 輸出産品が複数ある場合には、①～⑦の入力を繰り返し行います。すべての輸出産品の登録が完了したら、[戻る]ボタンをクリックして[発給申請書入力]画面に戻ります。
⑧ 産品入力済一覧	登録済みの産品情報が一覧表示されます。

【日タイ協定】

産品情報入力

メニューに戻る

※産品毎に荷印・荷物番号及び包装数量・単位・形態の登録が行えます。
証明書毎に設定した荷印・荷物番号及び包装数量・単位・形態と異なる場合は「証明書毎と異なる」にチェックを入れ、内容の編集を行ってください。

産品ごとに、原産品判定番号、重量または数量(半角数字15字以内、単位は選択)、インボイス番号(半角英数字、半角記号25字以内)及び日付を記入(選択)し登録ボタンをクリックしてください。(入力されると一覧に反映) 原産品一覧選択ボタンをクリックして産品を選択するか、原産品判定番号が分かる場合は直接数字を入力してTABキーを押してください。

※重量・数量の単位コード一覧表は、下記リンク先のエクセルシート「産品の重量・数量単位コード(Appendix A.8)」をご覧ください。
<https://www.jcci.or.jp/zensanchi/epa/ijepa-ecoappendixcode.xlsx>

※重量・数量の単位コードの選択に関して不明点等がございましたら、日本商工会議所国際部や各発給事務所ではなく、輸入者を通じてタイ税関に照会してください。

原産地証明書に印字される原産品名は、原則としてインボイス及びHSコードに相当する品名と実質的に同一となるよう記入してください。ブランド名や商品コードのみの記入ではなく、具体的かつ一般的な商品名を記入してください。(半角英数字、半角記号500字以内)

※日タイ協定においては、原産地証明書の品名記載をめぐる通関トラブルが複数発生しておりますので、[こちら](#)を御確認の上、記入してください。

インボイス日付欄の日付は、発給申請日より前である必要があります。インボイスは輸入のために発行されたものである必要があります。

①第三国においてインボイスが発行された場合、第三国インボイスの番号及び日付を記入してください。

②第三国インボイスの番号が不明の場合は、日本の輸出者の発行によるインボイス番号及び日付を記入してください。

第三国においてインボイスが発行された場合、証明書に第三国インボイス発行者に関する情報(英文名称、英文所在地)の記入が必要となります。産品情報入力画面から発給申請書入力画面にお戻りいただき、産品情報入力ボタンの上の「第三国インボイスの使用および第三国インボイスの発行者」欄に記入してください。

①	原産品判定番号 原産品一覧選択 (直接入力)	②	原産品名	重量または数量	単位 ●重量 ○数量 値を選択してください	③	
④	HSコード 企業登録番号	⑤	原産地証明書に印字される原産品名	④	同意有効期限	⑥	インボイス番号 追加 インボイス日付
▼産品毎の荷印・荷物番号及び包装数量・単位・形態を入力							
<input type="checkbox"/> 証明書毎と異なる ⑦							
<div style="border: 1px solid gray; padding: 5px;"> Marks and numbers (荷印・荷物番号) </div>							
<div style="border: 1px solid gray; padding: 5px;"> Number and kind of package (包装数量・単位・形態) </div>							
<div style="border: 1px solid gray; padding: 5px;"> 包装数量 包装単位 値を選択してください </div>							
<div style="border: 1px solid gray; padding: 5px;"> 包装形態 値を選択してください </div>							
<div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; display: inline-block;">登録</div> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; display: inline-block; margin-left: 10px;">削除</div> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; display: inline-block; margin-left: 10px;">戻る</div>							

⑨

産品入力済一覧						
判定番号	HSコード	原産地証明書に印字される原産品名	数量	単位	インボイス番号	インボイス日付

⑩

項目	概要
① 原産品判定番号	日インドネシア協定と同じ
② 原産品名	日インドネシア協定と同じ
③ 重量または数量 単位	日インドネシア協定と同じ
④ HSコード 企業登録番号 同意有効期限	日インドネシア協定と同じ
⑤ 原産地証明書に印字される原産品名	日インドネシア協定と同じ
⑥ インボイス番号 インボイス日付	日インドネシア協定と同じ
⑦ 「証明書と異なる」のチェックボックス	産品ごとに、[Marks and numbers (荷印・荷物番号)] および [Number and kind of package (包装数量・単位・形

	態)] が、11ページの [荷印・荷物番号] 欄および [包装数量・単位・形態] 欄で入力した内容と異なる場合、チェックボックスに☑を入れてください。
⑧ Marks and numbers (荷印・荷物番号) / Number and kind of package (包装数量・単位・形態)	⑦でチェックボックスに☑を入れた場合、入力できるようになります。当該製品に対応する [荷印・荷物番号] および [包装数量・単位・形態] を入力してください。
⑨ 登録ボタン	日インドネシア協定と同じ
⑩ 産品入力済一覧	日インドネシア協定と同じ

【日タイ協定・日インドネシア協定共通】

■ [本件に関するご担当者] ~ [審査完了後のメール送信希望の有無] の項目

■本件に関するご担当者

入力いただいた個人情報は、特定原産地証明書発給業務のために利用し、同意なく相手国を含む第三者に提供することはありません。

本件に関するご担当者	◎	氏名：全角	<input type="text"/>
	◎	電話番号：半角	<input type="text"/>
		FAX番号：半角	<input type="text"/>
	◎	E-mail：半角	<input type="text"/>

■手数料納付・証明書の交付方法

※e-COデータ(システムトラブル時はPDF発給)のため、現金払いと窓口交付、郵送は選択できません。
銀行振込/クレジット決済の場合のe-COデータの送信(証明書の交付)は、ご入金(決済)の確認後になります。

手数料納付方法	<input checked="" type="radio"/> 銀行振込/クレジット決済	交付(受取)方法	<input checked="" type="radio"/> データ交換
---------	---	----------	--

■審査完了後のメール送信希望の有無

E-mail送信希望	<input type="radio"/> 希望する <input checked="" type="radio"/> 希望しない	E-mail：半角	<input type="text"/>
------------	--	-----------	----------------------

※メインメニューで初期値を設定できます。

メモ

- [本件に関するご担当者] 欄では、本発給申請に関する問い合わせ先となる担当者情報を入力してください。
- [本件に関するご担当者] に入力いただいた情報は、特定原産地証明書発給業務のために利用するものであり、同意なく相手国を含む第三者に提供することはありません。
- 手数料納付方法は「銀行振込/クレジット決済」または「後日払い」、交付(受取)方法は「データ交換」と表示されます。
- 手数料の支払いについての詳細は、「4. 発給手数料の支払いについて」(22ページ)を参照してください。
- [審査完了後のメール送信希望の有無] では、審査が完了した旨のメールを希望するか選択します。希望する場合は、[E-mail] 欄に送信先のメールアドレスも入力してください。

② [発給申請] をクリックする

発給受付番号が表示され、発給申請が完了します。

tstjcci.or.jp の内容

メニューに戻る

■手数料納付・証明書の交付方法
発給申請します。
発給にあたり、手数料が発生します。

※e-COデータ(システムトラブル時)
銀行振込/クレジット決済の場合
よろしいですか?

手数料納付方法 後日払

■審査完了後のメール送信希望の4...

E-mail送信希望 希望する 希望しない E-mail: 半角 tokuteico@jcci.or.jp
※メインメニューで初期値を設定できません。

本データは証明書の発給以外の目的で使用することなく、ほかに公表されることもありません。また、経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律により、原産地証明書の発給から5年間(日ラオス協定、日アセアン協定、日スイス協定、日ベトナム協定およびRCEP協定は3年間)、発給後側に保存されます。

ご入力いただいた文字数が多い場合、改行の関係(印字の際、半角スペースで区切られた1つの単語の途中では改行せずに、その単語は次の行へ印字します)で、文字が証明書にすべて表示されないことがあります。「証明書イメージ」で印刷される内容をご確認ください(商品名、Marks and numbers 欄は、特にご注意ください)。なお、このような場合、区切りたい部分に半角スペースを入れることで調整することができます。

保存をすると証明書イメージがご覧いただけます。

発給受付番号

協定: 日インドネシア協定
発給受付番号: 062259105
発給事務所: 東京事務所

※この番号は、お問い合わせの際に必要になりますので、必ず控えをお取りください。
※ご予約いただきました下記事実を知ったときは、法第6条に基づき遅滞なく発給事務所にご連絡ください。
①当該第一種特定原産地証明書の発給を受けた物品が特定原産品でなかったこと
②当該第一種特定原産地証明書の記載に誤りが生じたこと
③当該第一種特定原産地証明書に記載された事項に変更があったこと



メモ

- [控え印刷] ボタンをクリックすると、発給申請書の控えを印刷することができます。

3 再発給申請をする

原則として、一度発給した第一種特定原産地証明書（審査が終了して手数料が確定した証明書）の再発給は行っていませんが、記載事項変更の理由に限り、第一種特定原産地証明書発給システムから再発給の申請ができます。

注意

- 再発給には再発給手数料が必要です。誤って、再発給申請ではなく、新規で発給申請を行い、承認後に再発給案件であることが判明すると、元発給分、再発給分に加え、「新規」発給分の手数料負担が生じますので注意してください。再発給手数料は、新規発給手数料と同様の計算方法で算出されます。
- 後日払いの場合を除き、元発給分の支払いが完了した後、再発給申請が可能となります。再発給元の特定原産地証明書の状態が「交付済」の場合（支払いを完了している場合）、再発給ボタンの押下が可能です。
- **再発給申請が可能なタイミングは、輸入者が相手国税関で最初の原産地証明書を利用した輸入通関手続きを行う前までです。**
- 内容確認や追加資料提出依頼などのため、第一種特定原産地証明書の発給事務所から連絡させていただく場合があります。
- 審査の結果、再発給できない場合もあります。
- PDFファイルをダウンロード・印刷した場合、印刷した特定原産地証明書の返納は不要です。発給申請者のパソコン等からPDFファイルを消去するとともに、印刷した証明書も全て破棄してください。再発給申請をし、「手続中（承認）」になると、元の証明書の「証明書オンライン発給」のボタンが非表示となります。
- ダウンロードしたPDFファイルもしくは印刷した特定原産地証明書を亡失または滅失等した場合、再発給申請は不要です。再度、「証明書オンライン発給」ボタンをクリックし、特定原産地証明書データをダウンロード・印刷してください。
- **データ交換開始前（日タイ協定の場合、2025年10月31日まで）にPDF形式で発給された特定原産地証明書の再発給申請は不可ですので、新規で、データ交換方式に対応した発給申請書を作成してください。**

(1) 第一種特定原産地証明書発給システムにログインする

ログインの方法は、発給申請書の入力時と同様です。（4ページを参照）

- ④ ③の受付番号をクリックし、[発給申請書参照]画面で、画面に一番下までスクロールして[再発給]ボタンをクリックする。

再発給を行うか否かの確認画面が表示されます。

tstjccior.jp の内容

メニューに戻る

■本件に関するご担当者

再発給申請しますか?

OK キャンセル

■本件に関するご担当者

FAX番号

E-mail jcc1_honbanest001@exceedone.co.jp

■手数料納付・証明書の交付方法

手数料納付方法 後日払い 交付(受取)方法 データ交換

■審査完了後のメール送信希望の有無

E-mail送信希望 希望する 希望しない E-mail

本データは証明書の発給以外の目的で使用することはない、ほかに公表されることもありません。また、経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法により、原産地証明書の発給から5年間（日フルネイ協定、日アセアン協定、日スイス協定、日ベトナム協定およびRCEP協定は3年間）、発給機関に保存されます。

ご入力いただいた文字数が多い場合、改行の関係（印字の際、半角スペースで区切られた1つの単語の途中では改行せずに、その単語は次の行へ印字します）で、文字が証明書にすべて表示されないことがあります。【証明書イメージ】で印刷される内容をご確認ください（商品名、Marks and numbers欄は、特にご注意ください）。なお、このような場合、区切りたい部分に半角スペースを入れることで調整することができます。

複写 TSVデータ出力 再発給 印刷 戻る

証明書イメージ閲覧(PDF) 証明書オンライン発給 手数料内訳書印刷

- ⑤ 注意事項をよく確認し、[再発給する]ボタンをクリックする
[再発給申請書入力]画面が表示されます。

発給申請書参照

メニューに戻る

再発給申請を行うためには、当該証明書を発給した事務所に「再発給申請書」の提出が必要です。

また、再発給申請事由によって、追加で資料をご提出いただく必要があります。

- 再発給前の証明書を利用して輸入申告を行った場合には再発給申請を行うことはできません。
- 亡失や滅失等の場合、再発給申請は不要です。
- 再発給は、新規発給と同様の再発給手数料が必要となります。
- 再発給後の証明書番号は再発給前の証明書番号とは異なります。

再発給する (再発給申請書を作成する)

再発給しない

(注) 事由により、再発給を受けられないことがあります。

(3) 再発給申請書を提出する

- ① [再発給申請書入力] 画面で、記載事項の[変更の発生事由]欄で変更が発生した理由を入力し、[修正入力] ボタンをクリックする

- ② [発給申請書入力] 画面で再発給申請書の作成を行う

作成が完了したら、画面一番下の[内容確定]ボタンをクリックします。

③ 【再発給申請書入力】画面の内容を確認し、問題なければ「発給申請」ボタンをクリックする

tstjcci.or.jp の内容 メニューに戻る

再発給申請書を確認の上、再発給申請しますか？

日本商工会議所 殿

当社/私が受給した第一種特定原産地証明書に関して、下記の事由により、経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律施行規則第8条に基づく第一種特定原産地証明書の再発給を申請します。

申請者	<input type="radio"/>	企業登録番号	
	<input type="radio"/>	氏名または名称	
	<input type="radio"/>	住所（所在地）	
		代表者氏名	日商テスト
本件に関する担当者	<input type="radio"/>	氏名	ああああああああああああああああ
		電話番号	
		FAX番号	
		E-mail	

再発給元の第一種特定原産地証明書	証明書番号	*****
	発給受付番号	063715605

再発給事由 記載事項変更

再申請理由を具体的にご記入ください。

変更の発生事由	船積予定日の修正が発生したため
---------	-----------------

注1) 記載事項変更の場合、バイヤーからの要請、現地からの要請等の理由は不可。

 メモ

- 後日払いの場合は、再発給申請が承認されると、発給システムから再発給元のe-COに対する取消データが相手国税関に送信されます。相手国税関から取消受領信号が届き、再発給元のe-COの送信ステータスが「取消済」になると、再発給分のe-COが相手国税関に送信されます。
- 後日払いでない場合は、再発給申請が承認された後、クレジットによる支払いもしくは事前振込完了後に発給システムから再発給元のe-COに対する取消データが相手国税関に送信されます。相手国税関から取消受領信号が届き、再発給元のe-COの送信ステータスが「取消済」になると、再発給分のe-COが相手国税関に送信されます。

4 発給手数料の支払い

後日払いの場合を除き、発給手数料の納付と引き換えにe-COを相手国税関に送信します。

(1) 発給手数料について

データ交換の発給手数料は、従前の専用紙発給およびPDF発給の場合と同様、①基本料+②加算額です。

①基本料：発給申請 1 件につき2,000円

②加算額：「第一種特定原産地証明書記載産品数」x「加算単価」



- 第一種特定原産地証明書に記載された輸出産品数と加算単価を掛け合わせた金額が加算額です。加算単価は 1 品あたり500円です。第一種特定原産地証明書記載産品に係る原産品判定番号の申請者による使用回数が20回を超えた場合、それ以降（21回目から）は50円です。
- 基本料2,000円、加算額（500円もしくは50円）とも、消費税は非課税です。

■ 手数料の計算方法

①第一種特定原産地証明書記載産品数のカウント方法

- 第一種特定原産地証明書に記載された輸出産品数を各々カウントします。
- 同一証明書に同じ輸出産品が複数記載されている場合は、それぞれを一産品としてカウントします。
- 同一産品にインボイスが複数記載されている場合も一産品としてカウントします。

②加算額の決定に使用する原産品判定番号の使用回数のカウント方法

- 使用回数のカウントは、発給申請者ごとに行います。
- 同一証明書に、同じ原産品判定番号に基づく同一の輸出産品が繰り返し記載されている場合は、それぞれの使用回数を累計します。
- データ交換開始前に交付を受けた特定原産地証明書に記載された輸出産品に係る原産品判定番号の使用回数も通算します。



- 発給手数料は、1 件の第一種特定原産地証明書に記載される輸出産品数を確認し、更にその輸出産品に係る原産品判定番号のこれまでの使用回数を特定し計算します。仮に 1 件の証明書に同じ輸出産品名が 2 回記載され、かつ、その輸出産品の判定番号が同一の場合は、第一種特定原産地証明書記載産品数は 2、原産品判定番号の使用回数は 2 回として加算されます。

(2) 発給手数料の確認方法

■ 手数料額を確認する

第一種特定原産地証明書の発給手数料は発給事務所で審査が完了した時点で確定します。手数料金額は、第一種特定原産地証明書発給システムから確認できます。

注意

- 手数料額を確認できる証明書情報は、[状態] 欄が [手続中 (承認)] もしくは [交付済] のものです。

④ [発給申請書参照] 画面左上の発給手数料を確認する

- 発給手数料の明細を確認するには、[手数料] をクリックして [手数料明細] 画面を表示します。

発給申請書参照 メニューに戻る

戻る

原産地証明書記載情報

最終更新日: 2025年07月10日

日本商工会議所 御中

1. 当社/私は、標記発給申請書に関し、経済連携協定に基づく特定原産地証明書の発給等に関する法律に則り、当該発給申請書に係る申告内容は全て真正であることを誓約します。
2. 当社/私は、当該発給申請書について、記載内容を立証する関係資料を原産地証明書の発給の日以後5年間（日ブルネイ協定、日アセアン協定、日スイス協定、日ベトナム協定およびRCEP協定は3年間）保存し、両国政府及び政府の指定する関係機関からの要請に応じて提出することを誓約します。
3. 当社/私は、当該発給申請書について次に掲げる事実を知ったときは、遅滞なくその旨を書面により関係機関に通知することを誓約します。
 - ①当該第一種特定原産地証明書の発給を受けた物品が特定原産品でなかったこと
 - ②当該第一種特定原産地証明書の記載に誤りが生じたこと
 - ③当該第一種特定原産地証明書に記載された事項に変更があったこと

以上の事項のとおり誓約し、発給申請書を記入しております。

申請日: 2025年07月10日 14時19分
発給受付番号: 111741004
手数料: 2,150円
協定: 日タイ協定
発給事務所: 東京事務所
状態: 交付済 (交付日 2025年07月10日)
受理日: 2025年07月10日
送信ステータス: 取消済

手数料明細

基本料: 2,000円 +
加算額:

製品名	原産品判定番号	使用回数	手数料
test sanpin 1	3159496104	4818	50
test sanpin 2	3159496104	4819	50
test sanpin 3	3159496104	4820	50

※原産品判定番号の使用20回まで500円、21回目から50円。

閉じる

(3) 発給手数料の納付方法

発給手数料は、原則、事前振込（クレジット決済／事前振込）ですが、一定以上水準（2か月もしくは利用金額が月25,000円以上）の場合は、納付方法を「後日振込払い」とすることが可能です。

クレジット決済および事前振込は、発給システムでの手続きが必要です。システムの操作方法については、以下のマニュアルをご参照ください。

○クレジット決済マニュアル: <https://www.jcci.or.jp/gensanchi/epa/credit.pdf>

○事前振込マニュアル: <https://www.jcci.or.jp/gensanchi/epa/furikomi.pdf>

5 第一種特定原産地証明書の交付方法

データ交換では、交付した特定原産地証明書がe-COとして相手国税関に直接送付されることから、e-COを発給申請者が受け取ることはありません。

ただし、「交付済」の段階で、e-COの内容を反映したPDFファイルを発給申請書参照画面からダウンロードすることが可能です。ダウンロード可能なタイミングは、クレジット決済・事前振込の場合は、手数料の入金を確認できた後、後日払いの場合は、発給申請の審査完了後です。

輸出者（発給申請者）が輸入者にPDFファイルを送付することで、輸入者は、発給システムから相手国税関に送信されたe-COの内容を把握できるようになります。PDFファイルを輸入者に送る必要はありませんが、PDFファイルに記載されているe-COの証明書番号は、税関での輸入通関の際に、相手国側のシステムで受信したe-COとの照合に必要になりますので、その証明書番号は輸入者に伝えていただく必要があります。

■ PDF ファイルの受取方法

① 【発給申請】メニューの【発給申請書入力】をクリックする

【発給申請状況照会 一覧】画面が表示されます。

第一種特定原産地証明書発給システム ログアウト

ご利用者	判定依頼中	0件	発給申請中	0件	企業	判定依頼中	0件	発給申請中	3件
	判定手続中	0件	発給手続中	0件		判定手続中	0件	発給手続中	0件
	誓約書申請	0件	交付準備完了	0件		誓約書申請	0件	交付準備完了	0件

※ 07月11日 13時06分現在の様子の状況です。 ※ 有効期限が30日以内の同意通知を受けているものは【0件】です。

■■■■■■■■ ■■■■■■■■ **メインメニュー** ■■■■■■■■

<p>【研修環境】原産品判定</p> <p>原産品判定依頼書入力</p> <p>原産品同意通知書入力</p> <p>原産品利用状況</p>	<p>【研修環境】発給申請</p> <p>発給申請書入力</p> <p>原産品同意通知書照会</p> <p>引換書・受領書印刷</p>
---	--

② 【発給申請状況照会 一覧】画面で、「状態」のプルダウンを「発給申請」から「交付済」に変更し、「検索表示」をクリックする

発給申請状況照会 一覧 メニューに戻る

発給受付番号		状態	発給申請	製品情報	
申請日※	~	申請者名 (部分一致)			
証明書番号 (完全一致)		輸入者名 (部分一致)			
協定		発給事務所		1頁表示件数	20
送信ステータス		並び順	<input checked="" type="radio"/> 指定	受付番号	随順
			<input type="radio"/> バターン	申請日昇降/協定昇降	


※ 申請日は西暦年月日の数字を入力してください。(例: 2008年5月1日→20080501)
 ※ 過去に申請した案件を見たい場合は、「状態」を変更してください。

↓

⑥PDFファイルをダウンロードする

- 表示される特定原産地証明書のイメージ

111739904 1 / 2 100% +

1.Exporter's Name, Address and Country: test Fukuoka 123-4567, JAPAN		18桁の証明書番号		Number of page 1 / 2	
2.Importer's or Consignee's Name, Address and Country: Test Company Thailand Bangkok, THAILAND		AGREEMENT BETWEEN JAPAN AND THE KINGDOM OF THAILAND FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP			
3.Means of transport and route		 <p>CERTIFICATE OF ORIGIN Issued in Japan</p>			
4.Item number (as necessary); Marks and numbers; Number and kind of packages; Description of good(s); HS tariff classification number					
<p>1): test sample 1: 870840 Marks and numbers: No Marks Number and kind of packages: Set, 1car count</p> <p>2): test sample 2: 870840 Marks and numbers: No Marks Number and kind of packages: Set, 1actual ton</p> <p>3): test sample 3: 870840 Marks and numbers: No Marks Number and kind of packages: Set, 115 degrees Celsius calorie</p>		5.Preference criterion	6.Quantity or gross weight	7.Invoice number and date	
Marks and numbers: N/A		PS DMI ACU	1 A76	A11111 February 1, 2025	
Number and kind of packages: SX : Set, 10 1B : car count		PS DMI ACU	1 B7	B11111 February 1, 2025	
8.Remarks:		PS DMI ACU	100 A94	C11111 January 1, 2025	
9.Declaration by the exporter:		10. Certification			
<p>I, the undersigned, declare that:</p> <ul style="list-style-type: none"> - the above details and statement are true and accurate. - the good(s) described above meet the condition(s) required for the issuance of this certificate; - the country of origin of the good(s) described above is Japan. 		<p>It is hereby certified, on the basis of control carried out, that the declaration by exporter is correct.</p> <p>Competent governmental authority or Designee office: The Japan Chamber of Commerce and Industry</p>			

日タイ協定の場合、Marks and numbers (荷印・荷物番号) および Number and kind of package (包装数量・単位・形態) は製品毎に印字




- PDFファイルは、特定原産地証明書が有効な期間内（1年間）、ダウンロードが可能です。ダウンロード回数の制限はありません。


PDF ファイルの詳細

(注) 赤枠内は理解を深めていただくための説明です。実際の証明書には印字されません。

【日インドネシア協定】

1. Exporter's name, address and country: (欄1) 輸出者 (英文名称、住所、国名)	Certification no. (欄9) 証明番号	Number of page (欄10) ページ番号	
2. Importer's name, address and country: (欄2) 輸入者 (英文名称、住所、国名)	AGREEMENT BETWEEN JAPAN AND THE REPUBLIC OF INDONESIA FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP  CERTIFICATE OF ORIGIN FORM JIEPA Issued in Japan		
3. Means of transport and route (as far as known) (欄3) 輸送手段 (知りうる限り) ※積送基準を満たしている必要あり (日本⇄インドネシア)			
4. Item number (as necessary); marks and numbers of packages; number and kind of packages; description of good(s); HS tariff classification number (欄4) 項目番号 (必要に応じて)、記号、番号、包装の個数および種類、品名、HS 番号 <アセアン第三国材料> 第 50 類~第 63 類の製品: インドネシアまたはアセアン第三国の材料名、工程または作業名、国名 Marks and numbers: (ケースマーク: 荷印、荷物番号) ※入力のない場合は No Marks を自動印字 Number and kind of packages: (梱包数量、梱包単位、梱包形態)			5. Preference criterion (欄5) 特恵基準 完全生産品 (WO) 原産材料のみから生産される製品 (PE) 非原産材料を使用して生産される製品 (PS) <削減規程> 産少 (DMI) 累積 (ACU)
8. Remarks: (欄8) 備考 (追及発給の場合) ISSUED RETROACTIVELY が自動印字 (第三国発行インボイス使用の場合) インボイスが第三国で発行される旨の文書、当該第三国インボイス発行者の名称および住所が自動印字 (再発給の場合) 再発給元の証明書が無効になった文書、再発給元の証明書の発給日および番号が自動印字			
9. Declaration by the exporter (欄9) 輸出者宣言 I, the undersigned, declare that: -the above details and statements are true and accurate. -the good(s) described above meet the condition(s) required for the issuance of this certificate; - the country of origin of the good(s) described above is JAPAN Place and date: Signature: (場所、日付) (場所は交付事務所所在地、日付は発給申請日) (発給申請者の氏名とサイン) Name(printed): _____ Company: _____	10. Certification (欄10) 認証 (商工会議所使用欄) It is hereby certified, on the basis of control carried out, that the declaration by the exporter is correct. Competent governmental authority or designee office: Stamp: _____ Place and Date: (場所は交付事務所所在地、日付は承認日) (商工会議所側サイン) Signature: _____		

【日タイ協定】

<p>1. Exporter's Name, Address and Country: (欄1) 日本から原産品を輸出する輸出者 (英文名称、住所、国名)</p>	<p>Reference No. (証明書番号)</p>	<p>Number of page (ページ番号)</p>	
<p>2. Importer's or Consignee's Name, Address and Country: (欄2) タイの輸入者 (英文名称、住所、国名)</p>	<p style="text-align: center;">AGREEMENT BETWEEN JAPAN AND THE KINGDOM OF THAILAND FOR AN ECONOMIC PARTNERSHIP</p> <p style="text-align: center;">CERTIFICATE OF ORIGIN</p>  <p style="text-align: center;">Issued in Japan</p>		
<p>3. Means of transport and route (欄3) 輸送手段 (知りうる限りで) ※横送基準を満たしている必要あり (日本⇒タイ)</p>			
<p>4. Item number (as necessary); Marks and numbers; Number and kind of packages; Description of good(s); HS tariff classification number</p>			<p>5. Preference criterion</p>
<p>(欄4) 項目番号 (必要に応じて)、記号、番号、包装の個数および種類、品名、HS番号、その他の記号</p> <p><アセアン第三国産材料> 第1604.14の産品：材料名、IOTCに登録された船名、登録番号、登録国名 第7類、第16類、第18類～20類の産品：アセアン第三国で収穫等された材料名、品名 第61類、第62類の産品：タイまたはアセアン第三国の材料名、工程または作業名、国名</p> <p>製品毎および(欄4)下部に印字</p> <p>Marks and numbers (ケースマーク：荷印、荷物番号) ※入力のない場合はNo Marksが自動的に印字</p> <p>Number and kind of packages (梱包数量、梱包単位、梱包形態)</p>	<p>(欄5) 特惠基準</p> <p>完全生産品 (WO) 原産材料のみから生産される産品 (PE) 非原産材料を使用して生産される産品 (PS)</p> <p><数値規定> 僅少 (DMD) 累積 (ACU)</p>	<p>(欄6) 数量または重量</p>	<p>(欄7) インボイス番号と日付</p> <p><記載方法> 輸入通関にて</p> <p>①日本の輸出者発行インボイスを使用する場合 ⇒日本の輸出者発行インボイス番号と日付</p> <p>②第三国仲介者発行インボイスを使用する場合 ⇒第三国仲介者発行インボイス番号と日付 ※不明な場合は日本の輸出者発行のインボイス番号と日付</p>
<p>8. Remarks: (欄8) 備考 (第三国発行インボイス使用の場合) インボイスが第三国で発行される旨の文言、当該第三国インボイス発行者の名称および住所が自動印字 (再発給の場合) 再発給元の証明書が無効になった文言、再発給元の証明書の発給日および番号が自動印字 ※2025年6月2日以降の承認分以降、適及発給時の印字なし</p>			
<p>9. Declaration by the exporter: (欄9) 輸出者宣誓 I, the undersigned, declare that: - the above details and statement are true and accurate. - the good(s) described above meet the condition(s) required for the issuance of this certificate; - the country of origin of the good(s) described above is Japan.</p> <p>Place and Date: (場所、日付) ※場所は交付事務所所在地、日付は発給申請日</p> <p>Signature: ※発給申請者の氏名とサイン</p> <p>Name(printed): _____ Company: _____</p>	<p>10. Certification (欄10) 認証 (商工会議所使用欄) It is hereby certified, on the basis of control carried out, that the declaration by exporter is correct.</p> <p>Competent governmental authority or Designee office: _____</p> <p>Stamp: _____</p> <p>Place and Date: ※場所は交付事務所所在地、日付は承認日 ※商工会議所側サイン</p> <p>Signature: _____</p>		

6 相手国税関でのトラブル発生時の対応

日インドネシア協定ならびに日タイ協定について、日本から送信した e-CO に対して、輸入地税関等から日本側に受領信号もしくは取消受領信号が返信されず、発給システム上の送信ステータスが「e-CO：送信中」または「『元 e-CO：取消中』のまま『再発給 e-CO：送信中』」の場合やその他のシステムトラブルが生じた場合には、輸入地税関の判断に基づき、代替措置として PDF ファイルでの輸入通関手続きが可能です。ただし、PDF ファイルによる輸入通関後に、日商宛に事後報告が必要です

なお、システムトラブル時以外の場合には、PDF ファイルを輸入地税関へ提出しても関税の減免手続きは受けられませんのでご注意ください。

(1) 受領信号に係るシステムトラブルについての確認方法

発給申請者から輸入者へ連絡のうえ、輸入者から「Indonesia National Single Window（以下、「INSW」）」又は「Thailand National Single Window（以下、「TNSW」）」に対して原産地証明書番号（18桁）を伝え、INSW又はTNSWでe-COの受信を確認できた場合、INSW又はTNSWから相手国税関経由で日本側に当該e-COの受領信号もしくは取消受領信号を送信するよう要請してください。（特惠税率適用に係る照会はインドネシア税関又はタイ税関宛に照会してください。）

<インドネシア（INSW）の連絡先※>

- ・コンタクトセンター：<https://insw.go.id/contact-center>
- ・メールアドレス：info@insw.go.id
- ・電話：150-679

<タイ（TNSW）の連絡先※>

- ・メールアドレス：callcenter@thainsw.net
- ・電話：02-109-3000

※出典：相手国NSWホームページから引用

(2) PDF ファイルによる輸入通関後の報告

輸入地税関の指示に基づき PDF ファイルによる輸入通関を実施した場合、発給申請者（輸出者）は当所に対して、PDF ファイルで通関手続きを行った旨を以下①報告フォームから事後報告してください。なお、貴社内セキュリティ等により報告フォームへアクセスできない場合には、以下②電子メールにより事後報告してください。

①報告フォームによる事後報告

<https://forms.gle/ZJHSg1YzpiCJV4jT8>

※入力に際して、証明書毎に入力してください。

②電子メールによる事後報告

メールアドレス：tokuteico@jcci.or.jp宛に以下事項をご報告ください。

- ・貴社名（和文） ・貴社企業登録番号 ・回答者氏名（例：日商 太郎） ・回答者電話番号
- ・PDF ファイルで通関した協定名（「日タイ協定」または「日インドネシア協定」と記載）
- ・PDF ファイルで通関した e-CO の発給受付番号（半角英数字 9 桁）
- ・通関地の港名コード（本紙 3 頁のコード一覧参照）
- ・輸入地税関 通関担当者氏名（分からない場合は「不明」と記載）
- ・その他連絡事項 ※任意

7 データ交換に関するQ&A

◆ コード選択

- Q. 仕向地について、コード一覧表の中に、該当する港コードがない場合は記載しなくてよいでしょうか。またL/C等で港等の文言が指定されている場合は、コードを記載せずに港名のみ記載することは可能でしょうか。
- A. コードが見当たらないとのことであれば、輸入者を通じて相手国税関に確認いただくのが確実です。なお、発給システム上、仕向地は任意入力、遡及発給ではない通常の発給申請であれば、積込港も任意入力です。入力する場合、コード選択＝港名選択であるため、コードと港名の記載はセットになります。
- Q. 包装形態について、数種類の包装が混在する場合は、1種類しか選べない状態だと思うのですが、どうすればいいでしょうか。
- A. 日インドネシア協定の場合は、400種類ほどのコードの中から、代表的なものを1つ選んでいただくこととなります。
日タイ協定の場合は、まず「代表的な荷印・荷物番号」への入力が必要です。そのうえで、代表的な荷印・荷物番号と異なる場合に「製品毎の荷印・荷物番号」を記載します。
- Q. 包装数量・単位・形態について、どのように選択・記載すればいいのでしょうか。
- A. 代表とする包装形態コードを選択、数は総数を記載します。代表とする包装形態の基準は特にございませので申請者でご判断いただくこととなります。各製品のそれぞれの包装形態と数量・単位は相手国税関においてインボイス等の書類で確認することとなります。輸入者を通じて相手国税関に確認いただくのが確実です。
- Q. 包装形態のコード一覧を見たのですが、該当するコードが見当たりません。
- A. 輸入者を通じて相手国税関に確認いただくのが確実です。

◆ 荷印の記載方法【日タイ協定のみ】

- Q. 荷印について、これまで「X社 box No.1- 10」のように簡略記載してきましたが、今後は個々の荷印と製品が紐づく様に入力しなければならないのでしょうか。また、荷印と製品が紐づいていない場合、通関時に問題は生じるのでしょうか。
- A. 日タイ政府間の合意事項は、“製品毎に荷印を記載”ですので、個々の荷印と製品が紐づく様に入力いただくのが望ましいです。不安がある場合は、輸入者を通じてタイ税関に事前確認いただくのが確実です。
- Q. 同じ製品が、異なる荷印で別々に梱包されている場合、製品毎に別の荷印を記載するということでしょうか。
- A. その通りです。同じ製品でも荷印が異なる場合には、製品毎に荷印を記載します。ただし、判断が難しい場合には、タイ税関に事前確認いただくのが確実です。
- Q. ケースマークの入力文字数制限について、データ交換導入に伴い文字数は拡張されますか。これまで

は、入力可能文字数内で省略するなどして記載していました。

A. 入力文字数制限に変更はありません。ただし、これまで全製品のケースマークをまとめて記載していたところが、データ交換開始後は製品単位での記載となりますので、製品の数だけ実質的に入力可能文字数が増えると言えます。なお、データ交換開始後も「as per (invoice 番号) dated(日付)」は手入力で行うことができますので、ご検討ください。

Q. 個々の製品毎の荷印はありますが、統一的な荷印・荷物番号はありません。この場合、「代表的な荷印・荷物番号」は空欄にして、個々の製品毎の荷印のみを入力すればよいでしょうか。

A. 荷印・荷物番号がある場合には、まず「代表的な荷印・荷物番号」への入力が必要です。そのうえで、代表的な荷印・荷物番号と異なる場合に「製品毎の荷印・荷物番号」を記載します。なお、統一的な荷印・荷物番号がない場合は、製品毎の荷印・荷物番号のうち、いずれかを「代表的な荷印・荷物番号」に必ず入力してください（代表的な荷印・荷物番号については、申請者にて適宜選定）。

◆ TSVテーブル仕様書【日タイ協定のみ】

Q. TSVテーブル仕様書について、HED情報No.23~25 の情報を製品情報No.24~26に転記したい場合、発給システムのチェックボックスのようにTSV上にフラグを立てる必要がありますか。

A. TSV上にフラグを立てる必要はありません。製品情報 No.24~26 が空欄の場合、HED情報No.23~25 が自動転記されます。また、製品情報NO.24~26 に入力がある場合は、製品情報の入力内容が優先します。

Q. TSVについて、HED情報No.22:Marks and Numbers および、製品情報No.23 : 同が「任意」項目ですが、荷印が存在しても企業判断で空欄としてもよいでしょうか。

A. HED情報No.22:Marks and Numbers および、製品情報No.23 : 同の任意入力は、荷印・荷物番号がない場合を想定したシステム上の取扱いです。このため、荷印・荷物番号がある場合には、HSD情報No.22 に必ず荷印・荷物番号を入力してください。そのうえで、「製品毎の荷印・荷物番号」がある場合には、製品情報No.23 に荷印・荷物番号入力してください。

◆ 発給申請時のTSV取込

Q. 積込地や仕向地等について、TSVにおいてコード（ID）を記載せずに英文のみ記載した場合、英文に記載した内容が発給申請書入力画面に表示されるという理解で合っていますでしょうか。

A. ご理解のとおりです。ただし、例えば、積込地が「JPNGO : Nagoya, Aichi」の場合、コード（ID）の場合は「JPNGO」ですが、英文の場合は「Nagoya, Aichi」と、TSVに記載する文字数が多くなります。「Nagoya」と「Aichi」の間にある「, (カンマ)」の入力も必要です。カンマの入力が無いなど、不一致の場合にはTSV取り込み時にエラー画面が表示されます。

◆ データ交換開始前に作成した発給申請書のデータ

Q. 発給申請システム内にいくつか発給申請書のテンプレートを保存しています。データ交換が開始されると、今まで保存したものは引き続き使えるのでしょうか。それとも新たに入力が必要なのでしょうか。

A. データ交換開始前の保存データは引き続き使うことが可能です。ただし、データ交換開始後、コード値等、データ交換に対応した項目を新たに入力いただく必要があります。

Q. データ交換開始前に発給申請を行い審査中である発給申請書のデータについては、データ交換開始後、システム上、どのように処理されるのでしょうか。

A. データ交換開始時点で審査途中の発給申請書のデータについては、すべて「保存」状態に戻ります。

◆ データ交換開始前に交付された特定原産地証明書

Q. データ交換開始前にPDFファイルで交付された特定原産地証明書は、データ交換開始後、特に問題なく使えるのでしょうか。

A. 当該PDFファイルの特定原産地証明書については、証明書の有効期限内であれば、データ交換開始後であっても有効です。

Q. データ交換開始以前にPDFファイルで交付された特定原産地証明書について、再発給申請を行いたいのですが、データ交換（e-CO）による再発給申請は可能でしょうか。

A. データ交換開始以前に発給した特定原産地証明書については、e-COでは再発給出来ませんので、新規で発給申請してください。

◆ その他

Q. 特定原産地証明書のデータ交換が開始後、他の出荷書類（インボイス、P/L、B/L）は引き続き原本での運用となるのでしょうか。

A. 今回のデータ交換は、特定原産地証明書に関することです。相手国税関での輸入申告時のB/Lやインボイス等の提出方法につきましては、輸入者を通じて相手国税関にお問い合わせください。

第一種特定原産地証明書の取得手順やEPA活用に関するお問い合わせ先

EPA 活用や証明制度に関する相談（主にステップ1～4）

日本貿易振興機構（JETRO）本部（東京）	TEL：03-3582-4943
日本貿易振興機構（JETRO）大阪本部	TEL：06-4705-8606
その他の地域の日本貿易振興機構（JETRO）	https://www.jetro.go.jp/jetro/japan/list.html
EPA相談デスク	MAIL:epa-desk@epa-info.go.jp
経済産業省原産地証明室（認定輸出者制度含む）	TEL：03-3501-1511（内線：3247～3248）

第一種特定原産地証明書の取得手続きについて（主にステップ5以降）

日本商工会議所国際部 特定原産地証明担当			TEL：03-3283-7850
(特定原産地証明発給業務 問い合わせフォーム) https://www.jcci.or.jp/tokuteico-form.html			
判定	発給	日本商工会議所事務所	電話
	○	札幌事務所（札幌商工会議所内）	TEL：011-231-1318
	○	仙台事務所（仙台商工会議所内）	TEL：022-265-8184
	○	新潟事務所（新潟商工会議所内）	TEL：025-290-4209
	○	黒部事務所（黒部商工会議所内）	TEL：0765-52-0242
	○	金沢事務所（金沢商工会議所内）	TEL：076-263-1161
	○	千葉事務所（千葉商工会議所内）	TEL：043-227-4101
	○	さいたま事務所（さいたま商工会議所内）	TEL：048-641-0015
○	○	東京事務所（東京商工会議所内）	TEL：03-6364-7771
○	○	横浜事務所（横浜商工会議所内）	TEL：045-671-7406
○	○	浜松事務所（浜松商工会議所内）	TEL：053-452-1112
	○	清水事務所（静岡商工会議所内）	TEL：054-353-3401
	○	富士事務所（富士商工会議所内）	TEL：0545-52-0995
	○	岐阜事務所（岐阜商工会議所内）	TEL：058-264-2134
○	○	名古屋事務所（名古屋商工会議所内）	TEL：052-223-5720
	○	蒲郡事務所（蒲郡商工会議所内）	TEL：0533-68-7171

	○	豊川事務所（豊川商工会議所内）	TEL：0533-86-4101
	○	四日市事務所（四日市商工会議所内）	TEL：059-352-8191
	○	福井事務所（福井商工会議所内）	TEL：0776-33-8253
	○	鯖江事務所（鯖江商工会議所内）	TEL：0778-51-2800
○	○	京都事務所（京都商工会議所内）	TEL：075-341-9761
○	○	大阪事務所（大阪商工会議所内）	TEL：06-6944-6216
	○	神戸事務所（神戸商工会議所内）	TEL：078-303-5807
	○	岡山事務所（岡山商工会議所内）	TEL：086-232-2262
	○	広島事務所（広島商工会議所内）	TEL：082-222-6651
	○	福山事務所（福山商工会議所内）	TEL：084-921-2346
	○	高松事務所（高松商工会議所内）	TEL：087-825-3501
○	○	福岡事務所（福岡商工会議所内）	TEL：092-441-1230
○	○	北九州事務所（北九州商工会議所内）	TEL：093-541-0185

メモ

- 日本商工会議所は、経済産業大臣からEPAに係る第一種特定原産地証明書の発給事務を行う指定発給機関に指定されています（日シンガポール協定除く）。
- 第一種特定原産地証明書発給（取得手順など）については、日本商工会議所国際部、および日本商工会議所の各事務所までご連絡ください。
- EPA活用に関する相談（ビジネス相談含む）は、日本貿易振興機構（JETRO）、EPA関連法令については、経済産業省原産地証明室までご連絡ください。